

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定によつて、公共工事の完成状況に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊のとおり公表する。

平成二十五年九月十九日

広島県監査委員 佐々木 弘 司

同 宮 政 利

同 高 橋 義 則

同 佐 藤 均